

広島県告示第八百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十年十月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
はた歯科医院	東広島市西条栄町一〇番二七号栄町ビル三階	平成二〇年七月二二日
二神歯科医院	廿日市市対巖山一丁目八番三四号	平成二〇年六月二二日
久保薬局	尾道市久保三丁目八番三四号	平成二〇年六月三〇日
ハーツ薬局フジグラン東広島店	東広島市西条町御園宇四四〇五番地	平成二〇年五月二二日